

5・6 相続税・贈与税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序は、ほぼ前年に準じており、収録されている計数は、従来のもものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

(1) 相 続 税

この統計表は、平成 14 年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合は除く。）について、平成 15 年 10 月 31 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成 13 年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

(2) 贈 与 税

この統計表は、平成 14 年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除又は住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を適用したことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成 15 年 6 月 30 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成 13 年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成 14 年分）

(1) 相 続 税

加算贈与財産価額とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前 3 年以内に被相続人から贈与を受けた財産の価額で相続税の課税価格に加算されたものをいう。

2 割加算額とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合に、相続税額に加算されることとなるその者の相続税額の 20%に相当する金額をいう。

税額控除とは、相続税額から控除される金額で次のイ～ヘがある。

イ 贈与税額控除 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が、相続税額から控除される。

ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、配偶者の法定相続分相当額（その金額が 16,000 万円に満たない場合には 16,000 万円）に対応する相続税額から贈与税額控除額を差し引いた後の金額を限度として、配偶者の相続税額から控除される。

ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満 20 歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円の割合で計算した金額が、相続税額から控除される。

ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が 70 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円（特別障害者の場合には 12 万円）の割合で計算した金額が、相続税額から控除される。

ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前 10 年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。

ヘ 外国税額控除 外国にある財産を相続や遺贈によって取得したため、その財産について外国で相続税に相当する税金が課税された場合に、その税額の一定の金額が相続税額から控除される。

納税猶予とは、相続人が農地等を相続し継続して農業を営む場合に、相続税額から農業投資価格に基づき計算された額を差し引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から 20 年を経過する日のいずれか早い日まで納付を猶予することをいう。

遺産に係る基礎控除額とは、5,000 万円と 1,000 万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額をいう。

(2) 贈 与 税

配偶者控除とは、婚姻期間が 20 年以上の配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合に、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるとき、2,000 万円と居住用不動産の価額又は当該金銭とのいずれか少ない金額を、贈与による取得財産価額から控除することをいう。

納税猶予額とは、贈与者の推定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額について、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予される額をいう。